

令和7年度  
神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金  
募集要領

【問合せ先】

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

電話：045-285-0787

メール：cn\_collabo.hb8b@pref.kanagawa.lg.jp

## 1 趣旨

県では、「2050年脱炭素社会の実現」に向けた取組を推進しています。

現在、実用化に向けて研究開発や実証が進められているペロブスカイト太陽電池等は、「薄い、軽い、曲げられる」といった特長から、これまでの技術では設置が難しかった場所にも設置でき、また、低コスト化が見込まれることから、次世代の太陽電池として、今後飛躍的な普及が期待されています。

次世代の太陽電池が普及することは、「2050年脱炭素社会の実現」に向けて大きく寄与するものであり、実用化されたのちの普及を見据え、広く県民に対して新技術である次世代型太陽電池の見える化を図るため、実証事業の提案を募集し、実証及び普及啓発に係る取組を支援します。

## 2 募集事業

次の要件をすべて満たす事業であること。

- (1) 次世代型太陽電池<sup>※1</sup>の実証の取組であること。
- (2) 「薄い、軽い、曲げられる」といった次世代型太陽電池の特長を活かした実証の取組であること。
- (3) 従来のシリコン型太陽電池（ガラス型）の設置が適さない場所等<sup>※2</sup>での実証の取組であること。
- (4) 県の地域特性等を踏まえ、多くの県民が目に触れ、体感できるような「見える化」の実証の取組であること。
- (5) 設置期間は、交付決定日から令和8年3月31日までの間で3か月以上とすること。なお、令和8年4月1日以降の取組を希望する場合は、本事業実施期間中に設備状況や発電状況等を踏まえ、県と申請者で協議のうえ決定する。
- (6) 本事業に使用する次世代型太陽電池は、国産かつ申請時点で商用化された製品ではないものを使用すること。
- (7) 令和7年度において、本事業以外に、同一内容で、神奈川県以外の委託や補助を受けていないこと。

※1 次世代型太陽電池とは、国産で今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」特長をもったペロブスカイト太陽電池やカルコパイライト太陽電池を指す。

※2 耐荷重の低い屋根や曲面、壁面等、これまで設置が困難であった場所等を指す。

## 3 実施場所

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 神奈川県内で、普及啓発に有効な場所を選定すること。
- (2) 申請者が所有していない場所に設置する場合には、所有者との調整が済んでいる場所であること。

(3) 安全性について、十分留意のうえ設置を行うこと。

※実証段階で指定場所への設置が困難となった場合は、他の設置場所への変更についての協議を可とする。

## 4 申請資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 申請者及び連携事業者が日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。なお、法人以外が申請する場合、本要件は適用しない。
- (2) 施工事業者や次世代型太陽電池供給事業者等は問わず、共同申請も可とする。
- (3) 複数事業者等で申請する際は代表者を決め、本募集に係る申請その他の必要な手続きを行うこと。
- (4) 申請者及び連携事業者のすべてが神奈川県による指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 申請者及び連携事業者のすべてが地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

## 5 補助額

- (1) 補助額
  - ①実証事業に係る経費 上限 2,000 万円
  - ②普及啓発に係る経費 上限 200 万円
- (2) 補助率
  - ①補助対象経費の 2/3 以内
  - ②補助対象経費の 10/10

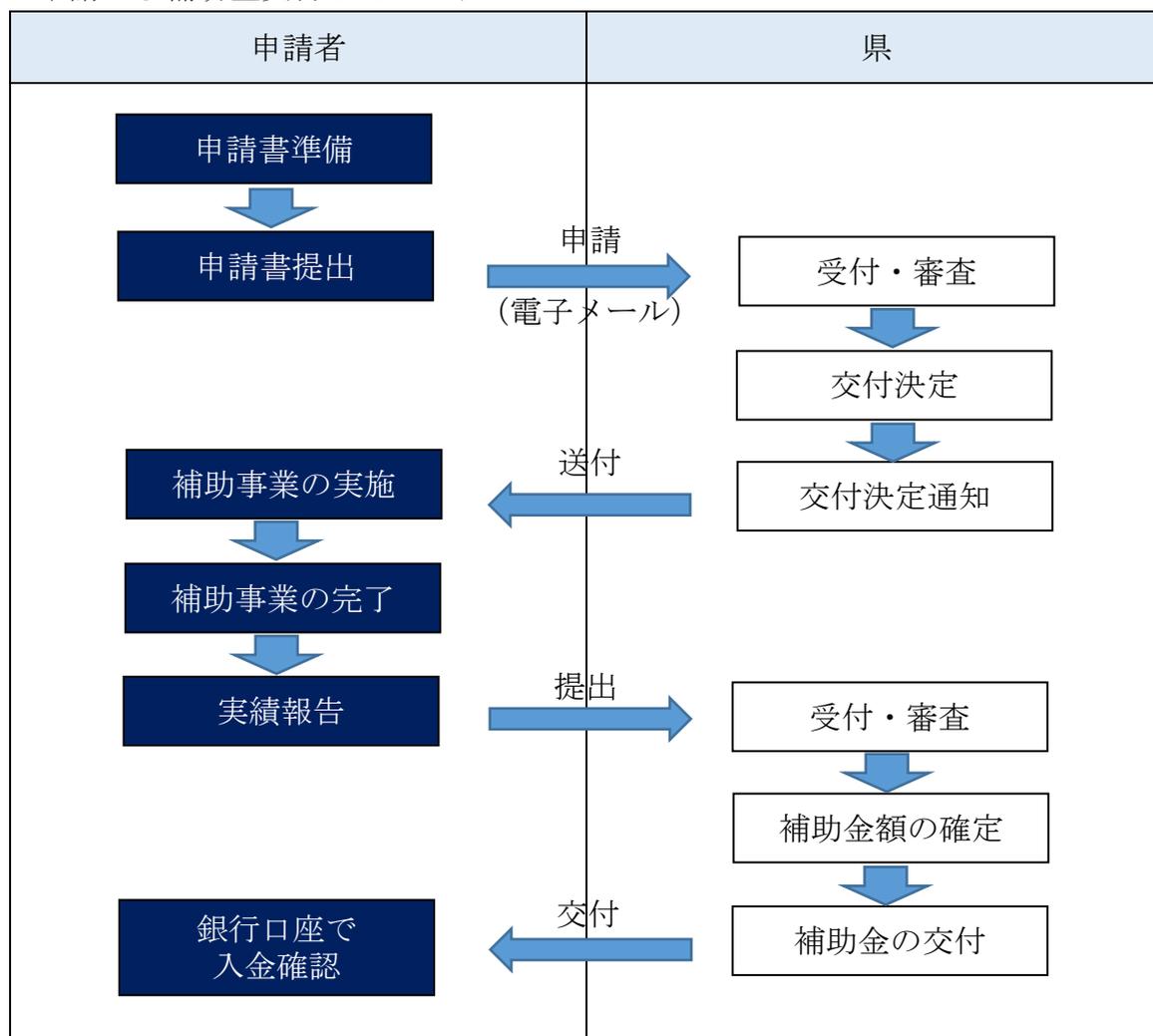
※算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

## 6 スケジュール

(1) 申請書受付	令和 7 年 6 月 13 日 (金) 17 時 00 分まで (必着)
(2) 審査	令和 7 年 6 月下旬 (予定)
(3) 交付決定通知	令和 7 年 7 月上旬 (予定)
(4) 実証の取組	交付決定日以降

※申請件数によって、スケジュールが変更になる場合があります。

《申請から補助金交付までのスケジュール》



## 7 申請方法

(1) 申請書及び事業計画書等の様式の入手

申請に必要な様式は、神奈川県ホームページ\*からダウンロードしてください。

※<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/001/jisedai-hojo.html>

(2) 事業計画書等の提出

事業計画書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

(ア) 申請書 (第1号様式)

(イ) 事業計画書 (様式1～4)

(ウ) 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書の写し

イ 提出期限 令和7年6月13日(金)17時00分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出先 事務局メールアドレス: [cn\\_collabo.hb8b@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:cn_collabo.hb8b@pref.kanagawa.lg.jp)

※提出する際は、ファイルサイズを10MB以下にして送信してください。提出書類の分割提出はできません。

## 8 選定方法

### (1) 選定方法

補助金の採択審査は、申請された内容について次の審査基準に基づき審査を行った上で補助金の交付事業者を決定します。

なお、審査の結果、補助金の交付を決定した事業者には「交付決定通知書」、それ以外には「不交付決定通知書」を送付します。

※要件を満たす申請のうち、より事業有効性の高いものについて交付決定を行います。すべての申請が交付決定されるわけではありません。

※補助金の審査基準に基づき、一部を交付対象外とすることがあります。

### (2) 審査基準

①要件審査	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請書類に不備・不足がないか</li><li>・ 事業計画が補助事業の目的に合致しているか</li><li>・ 募集要領に沿った事業となっているか</li><li>・ 次世代型太陽電池は、要件を満たすものとなっているか</li><li>・ 補助事業に必要な経費と認められるか</li><li>・ 公序良俗に反する事業ではないか</li><li>・ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業ではないか</li><li>・ 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づく措置を講ずる必要がないか 等</li></ul>
②事業有効性審査	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実証の取組<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施期間は、効果的な期間設定になっているか</li><li>・ 設置場所は、次世代型太陽電池の特長を活かした場所になっているか</li><li>・ 実用化後を踏まえた実現可能な内容（設置場所や施工方法、発電した電力の活用等）になっているか</li><li>・ 多くの県民や事業者に対して効果的な PR につながる実施内容となっているか</li><li>・ 事業スケジュールの考え方や進捗管理の整理が適切になされているか 等</li></ul></li><li>○ 普及啓発の効果<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実証の取組に対する効果的な普及啓発となっているか 等</li></ul></li></ul>

## 9 補助対象経費

補助事業に要する経費のうち、別紙 1 及び次の要件を満たすものとします。

(1) 申請者及び連携事業者以外の第三者に支払うもの、かつ、交付決定後に契約等を実施した経費

- (2) 交付決定日後に着手（発注・契約等）し、補助事業の完了日までの経費
- (3) 経費支出の証拠書類によって支払金額が確認でき、事業実施の証明書類により補助事業を適切に実施したことが確認できる経費
- (4) 一般価格や市場価格と比較して、価格が適正であると認められる経費
- (5) 本事業の採択後に、国や自治体、公的機関等の他の競争的資金制度等に応募し、採択された場合、採択結果の見直しや、採択金額の調整等を行う場合があります。
- (6) 事業計画の内容や、あらかじめ届け出た支援経費の用途を変更する（ただし、対象項目の 20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金交付要綱に定める神奈川県次世代型太陽電池普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 4 号様式）を事務局に提出し、承認を受ける必要があります。

## 10 留意事項

- (1) 申請に係る経費は申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、申請者名等を公表しますが、審査結果については、採択者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 審査経過、審査結果に関する問合せには応じられません。
- (7) 事業計画の全部を一括して、又は主たる部分（補助事業における総合企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできません。
- (8) 本事業実施にあたり発生した事故やトラブル等については、本県では一切の責任を負いません。

## 対象経費一覧表

内容		
実証事業関係費用	需用費	事業の実施に必要な物品であって備品購入費（10万円以上）に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る。（消耗品代等）
	委託料	補助事業者が直接実施することができないものまたは適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。
	使用料及び賃借料	実証の取組を実施する会場・施設等の使用料及び賃借料
	工事請負費	実証の取組を行うための設置等に係る工事に必要な経費
	原材料費	事業の実施に必要な加工用資材等にかかる経費
	備品購入費	事業を行うために必要な物品等の購入。ただし、当該事業のみ使用される物品等に限る。
	その他付帯経費	事業を行うにあたり、データ取得等にかかるモニタリング費用などの必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。
普及啓発関係費用	需用費	事業の実施に必要な物品であって備品購入費（10万円以上）に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る。（消耗品代等）
	役員費	実証の取組に係る広報・PR（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等）に要する経費。また、看板等の設置に係る経費。
	その他付帯経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。